第５期愛知県障害福祉計画策定に係る検討体制と策定スケジュールについて

１　策定の趣旨

○　都道府県は、障害者総合支援法第 89 条第１項に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備のため、国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定している。

○　現行の「第４期愛知県障害福祉計画」（平成 27 年３月策定）が、平成 29 年度末で計画期間満了となるため、新たに第５期（計画期間３年間：30～32 年度）を策定する。

○　合わせて、昨年 6 月の児童福祉法の一部改正により、新たに都道府県に策定が義務付けられた障害児福祉計画を障害福祉計画と一体的に策定する。

＜経緯＞

障害福祉計画			障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第 1 期	18 年度	18～20 年度	―	―	―
第 2 期	20 年度	21～23 年度	―	―	―
第 3 期	23 年度	24～26 年度	―	―	―
第 4 期	26 年度	27～29 年度	―	―	―
第 5 期	29 年度	30～32 年度	第 1 期	29 年度	30～32 年度

２　計画検討体制

策定に当たっては、学識経験者、障害当事者及び障害者団体を代表する者等を構成員とする障害者施策審議会、及びその下に設置したワーキンググループ、さらには県障害者自立支援協議会等において意見聴取を行い、障害当事者等の御意見を十分に反映させた上で、パブリックコメントを実施し、30 年３月に策定・公表する予定。

３　ワーキンググループの概要

（１）位置づけ

愛知県障害者施策審議会条例第８条に基づき、障害者施策審議会の下部組織として設置し、第５期計画に係る骨子案及び素案の検討を行い、当審議会及び県障害者自立支援協議会へ検討状況を報告する。（※設置要領等、体系図については別紙のとおり）

（２）ワーキンググループの開催スケジュールと論点

<u>第１回（７月 13 日（木）開催）</u>

① 第４期計画の進捗状況の評価
　・成果目標に対する進捗状況に対する意見聴取

② 第５期計画の骨子案に対する意見聴取
　・成果目標の設定に関する意見聴取
　・骨子案（構成等）の確認と記載事項に対する意見聴取

⇒検討結果を反映させた骨子案等について、第１回障害者施策審議会等で意見聴取

参考資料１

第２回（９月 21 日（木）開催予定）

第５期計画の素案に対する意見聴取

・素案（文章等）の確認と記載事項に対する意見聴取

・成果目標の達成のために必要となる県の施策に対する意見聴取

第３回（11 月 24 日（木）開催予定）

第５期計画の素案に対する意見聴取・最終確認

・素案（文章等）の確認と記載事項に対する意見聴取

⇒第２・３回の検討結果を反映させた素案について、第２回障害者施策審議会等で意見聴取

４　検討スケジュール（予定）

年月	計画案の策定等	審議会等（開催予定日）	市町村との連携
H29 年 4 月	国の基本指針（適用 4/1～）	ワーキンググループ（WG）の設置	
5 月	第４期計画の実績把握分析		
6 月	骨子案の作成		
7 月	福祉施設入所者のニーズ調査集計・分析	○第１回WG（13 日） ◆第１回県自立支援協議会（20 日） ●第１回障害者施策審議会（27 日）	圏域会議を通じた意見交換情報共有
8 月			
9 月		○第２回WG（21 日）	
10 月	素案の作成		市町村ヒアリング（サービス見込量等のすり合わせ）
11 月		○第３回WG（24 日）	
12 月		●第２回障害者施策審議会（14 日）	
H30 年 1 月	最終案の作成		市町村障害福祉計画への意見提出
2 月	パブリックコメント		
3 月	計画の決定・公表（下旬）	◆第２回県自立支援協議会（未定） ●第３回障害者施策審議会（15 日）	